

# 市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく!

市県民税・国民健康保険税の申告時期です。日程表をご覧ください。期間中に必ず申告してください。今回から、申告書に申告者本人・扶養者などのマイナンバー(個人番号)の記載が義務付けられました。申告会場でマイナンバーカード・身分証明書などの確認を行います。

## 申告が必要な方は

- 平成29年1月1日現在、西条市に住所のある方で：
  - 平成28年中に営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
  - 給与所得者で、年末調整を受けていない方、2力以上から給与を受けている方、給与以外の所得があった方
  - ※給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な方も、市県民税の申告が必要です。
  - 生命保険満期などの受取金・生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金などがあった方
  - 国民健康保険に加入している方
  - ※収入がない方も申告が必要です。

## 申告の必要がない主な方は

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- 給与収入のみで、年末調整を受けた方
- ※医療費控除などの所得控除を受ける場合は申告が必要です。
- 年金収入のみ方で、年金収入が一定額(平成29年1月1日現在の年齢が65歳未満の方は98万円、65歳以上の方は148万円)以下で、所得税が源泉徴収されていない方
- ※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで、市県民税額が下がる場合があります。

## 申告のとき持っていくもの

- ◆マイナンバー(個人番号) 確認書類【申告者本人】
  - 顔写真入りのマイナンバーカードがある方：マイナンバーカードのみ
  - 顔写真入りのマイナンバーカードがない方：番号確認書類と身元確認書類※番号確認書類：通知カードまたはマイナンバーの記載された住民票
  - ※身元確認書類：運転免許証・パスポート

ト・身体障害者手帳・保険証など【扶養に取られる方】

- 全ての方について、マイナンバーが確認できる番号確認書類
- ◆平成28年中の所得を明らかにする書類
  - 年金や給与、配当などの源泉徴収票、支払調書、支払証明書など
  - 営業・農業・不動産収入のある方は、所得を計算した収支内訳書とその立証資料(収入額や経費の分かる帳簿、通帳、固定資産税明細書など)
  - ※収支内訳書は、税務署、市庁舎本館市民税課、各総合支所総務課税務係にあります。
- ◆平成28年中の控除を明らかにする書類
  - 国民年金保険料等支払証明書、生命保険・地震保険等控除証明書、医療費控除を受ける方は医療費の領収書など
  - ◆印鑑(認印でかまいません)
  - ◆申告する方名義の金融機関・口座番号が分かるもの(所得税の還付が生じた際に必要です)
- 期間中は、税務担当職員が公民館などに出向くため、市庁舎・各総合支所の税務窓口での申告受付はできません。下表で日時を確認し、お住まいの地区の会場で申告してください。都合がつかない場合は、別の会場でもかまいません。
- 申告受付日により、開始・終了時間が異なりますので、ご注意ください。

## 次の事項にご協力ください

- 西条地域の3月1日(水)は加茂・大保木地区以外の方の申告受付はできません。
- 玉津地区の方は、玉津公民館は大変混み合いますので、3月2日(木)以降の市庁舎新館での申告もご利用ください。
- 医療費控除などを受ける方は、病院ごと、個人ごとに、支払金額を事前に計算しておいてください。
- 市役所から市民税・県民税申告書の送付があった方は、申告書に必要な事項をご記入の上、返送してください。

## 申告をしないと

- 各種控除や国民健康保険税の軽減措置などが受けられません。
- 所得証明書や課税証明書などの発行ができません。

## 確定申告をする方へ

- 所得税の申告で税務署から通知のあった方、青色申告の方、土地や株式の譲渡所得のあった方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、直接、税務署で申告してください。
- ご自身で確定申告をする方は、**確定申告書第二表「住民税に関する事項」への記入漏れがないようご注意ください。**
- ※16歳未満の扶養親族氏名、住民税の徴収方法の選択、配当割額・寄付金控除額など、**必要事項の記入漏れがあった場合、正しく住民税に反映されないことがあります。**

## 小松地域

■問合せ 小松総合支所 総務課 税務係 TEL0898-72-2111

日程	時間	対象地区	会場
2月	16日(木)	妙口上、妙口下	石根公民館
	17日(金)	妙口原、都谷	
	20日(月)	安井、明穂	
	21日(火)	西大頭、中大頭、東大頭	
	22日(水)	大郷、湯浪	小松総合支所 4階大会議室
	23日(木)	岡村、藍刈	
	24日(金)	旧藩、御殿、東町、横町本町、旭町、坂の下	
	27日(月)	川原谷、舟山	
28日(火)	中町、西町、北町、宝来町、玉河町	小松総合支所 4階大会議室	
3月	1日(水)		新屋敷、一之宮団地
	2日(木)		駅前、新宮、藤木
	3日(金)		北川、石鎚、石鎚団地
	6日(月)		南川、大開
	7日(火)		
	8日(水)		一本松
	9日(木)		市内全地区
10日(金)			
13日(月)			
14日(火)			
15日(水)			

## 丹原地域

■問合せ 丹原総合支所 総務課 税務係 TEL0898-68-7300

日程	時間	対象地区	会場
2月	16日(木)	鞍瀬、明河、千原楠窪、白坂	桜樹公民館
	17日(金)	田滝、田滝前、徳能出作、古田新田	徳田公民館
	20日(月)	古田	
	21日(火)	高知、徳能	
	22日(水)	長野	田野公民館
	23日(木)	田野上方、北田野	
	24日(金)	高松、川根	
	27日(月)	関屋、湯谷口、寺尾	中川公民館
28日(火)	来見	中川公民館	
3月	1日(水)		石経、志川、明穂
	2日(木)		今井
	3日(金)		久妙寺、南部
	6日(月)		
	7日(火)		池田
	8日(水)		
	9日(木)		丹原
10日(金)	願連寺		
13日(月)	市内全地区		
14日(火)			
15日(水)			

## 東予地域

■問合せ 東予総合支所 総務課 税務係 TEL0898-64-2700

日程	時間	対象地区	会場
2月	16日(木)	多賀地区(三津屋)	東予総合支所 3階
	17日(金)	多賀地区(北条)	
	20日(月)	壬生川地区(明理川、円海寺、喜多台)	
	21日(火)	壬生川地区(壬生川、大新田)	
	22日(水)	吉井地区	国安公民館
	23日(木)	国安地区(国安、新市)	
	24日(金)	国安地区(高田、桑村)	
	27日(月)	楠河・庄内・三芳地区	東予総合支所 3階
	28日(火)	周布地区	東予総合支所 3階
	3月	1日(水)	吉岡地区
2日(木)		三芳地区	
3日(金)		楠河・庄内地区	東予南地域 交流センター
6日(月)		吉井地区	
7日(火)		楠河地区	楠河公民館
8日(水)		庄内地区	庄内公民館
9日(木)		吉岡地区	吉岡公民館
10日(金)		国安地区	東予総合支所 3階
13日(月)		周布地区	
14日(火)		多賀・壬生川地区	
15日(水)		市内全地区	

## 西条地域

■問合せ 市庁舎本館 市民税課 TEL0897-52-1317

日程	時間	対象地区	会場
2月	16日(木)	神戸	神戸公民館
	17日(金)		橘公民館
	20日(月)	橘	橘公民館
	21日(火)	氷見	氷見公民館
	22日(水)	禎瑞	禎瑞公民館
	23日(木)	玉津	玉津公民館
	24日(金)	飯岡	飯岡公民館
	27日(月)	飯岡	飯岡公民館
3月	1日(水)	加茂	加茂公民館
		13:00~15:00	大保木
	2日(木)	大町	市庁舎新館 4階 405会議室
	3日(金)		
	6日(月)		
	7日(火)	神拝	市庁舎新館 4階 405会議室
	8日(水)		
	9日(木)	西条	市庁舎新館 4階 405会議室
10日(金)			
13日(月)			
14日(火)	市内全地区	市内全地区	
15日(水)			